工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領

（平成 28 年 12 月 1 日財政局長決裁）

工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱（平成 28 年 12 月 1 日財政局長決裁。以下「要綱」という。）第 3 条，第 10 条，第 12 条第 3 項，第 24 条及び第 33 条の規定に基づき，要綱の取扱要領を次のとおり定める。

（電子入札システムの取扱い）

第１条　提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は，直ちに閲覧等の処理を中止し，文書の再提出の方法その他必要な措置を定め，当該電子ファイルを提出した者に通知するものとする。

（一般競争入札の対象とならない業務）

第２条　要綱第 10 条に規定する財政局長が定める業務は，次に掲げるものとする。

⑴　建築設計業務

⑵　区役所又は総合支所が所管する業務

⑶　単価契約に係るもの，その他一般競争入札に適しないもの

（入札参加資格の設定基準）

第３条　要綱第 12 条第 3 項の規定により財政局長が定める基準は，次に掲げるとおりとする。

⑴　要綱第 12 条第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項については，これを入札参加資格として設定しなければならない。

⑵　要綱第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる事項については，これを入札参加資格として設定しなければならない。ただし，次のいずれかに該当する場合は，この限りでない。この場合においては，同項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。

ア　要綱第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる事項に該当する者では，対象業務を行うことができないおそれがあること

イ　要綱第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる事項に該当する者だけでは，一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できないおそれがあること

⑶　要綱第 12 条第 1 項第 9 号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は，対象業務と同種のものについて，直近の一定期間（10 年以上とする。）における業務実績（再委託を受けたものを除く。）を求めるものとする。

（承継した業務実績に基づく入札参加申請）

第４条　相続，合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該種目に係る事業の全部を承継した相続人，新設会社，存続会社若しくは承継会社又は譲受人は，被相続人，消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が行った業務を業務実績として入札参加申請をしようとする場合は，要綱第 18 条第 1 項第 1 号の類似業務の実績調書に当該承継の事実を証する書類（あらかじめ市長の確認を受けたものに限る。）を添付しなければならない。

２　前項の場合において，被相続人，消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受け，そ

の期間が経過していないときは，その者の業務実績とすることはできないものとする。

（書換え等の禁止の解釈）

第５条　要綱第 15 条第 4 項（要綱第 18 条第 3 項，第 28 条第 3 項及び第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定は，要綱第 18 条第 1 項各号に掲げる書類の記載の不備について補正を命ずることを妨げるものではない。

（指名競争入札の対象業務）

第６条　要綱第 24 条に規定する財政局長が定める業務は，次に掲げるものとする。

(1)　予定価格 200 万円未満の建築設計業務のうち，特命とする必要がないもの

(2)　予定価格 1,000 万円以上の工事に係る業務のうち，区役所又は総合支所が所管する業務

(3)　予定価格 1,000 万円以上の工事に係る業務のうち，単価契約に係るものその他一般競争入札に適しないもの

（様式）

第７条　要綱に規定する手続に係る関係書類の様式は，次のとおりとする。

(1)　紙入札参加承諾願〔様式第 1 号〕

(2)　一般競争入札参加申請書〔様式第 2 号〕

(3)　類似業務の実績調書〔様式第 3 号〕

(4)　配置予定技術者に関する調書〔様式第 4 号〕

(5)　一般競争入札参加資格審査結果通知書〔様式第 5 号〕

(6)　理由説明請求に対する回答書〔様式第 6 号〕

(7)　一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 7-1 号〕
　　指名競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 7-2 号〕

(8)　質疑応答書〔様式第 8 号〕

附 則

（実施期日）

この要領は，平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

附　則（平成 29 年 5 月 31 日改正）

この改正は，平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

附　則（平成 30 年８月 29 日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領の規定は，この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し，同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については，なお従前の例による。

附　則（平成 31 年３月 14 日改正）

この改正は，平成 31 年４月 1 日から実施する。

附　則（令和２年４月 23 日改正）

（実施期日）

1　この改正は，令和２年５月１日から実施する。

（経過措置）

2　改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領の規定は，この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し，同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については，なお従前の例による。

附　則（令和４年３月 15 日改正）

この改正は，令和４年４月１日から実施する。

附　則（令和６年 10 月８日改正）

（実施期日）

1　この改正は，令和６年 11 月 13 日から実施する。

（経過措置）

2　改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領の規定は，この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる入札について適用し，同日前に公告又は指名の通知が行われた入札については，なお従前の例による。

附　則（令和７年９月 24 日改正）

（実施期日）

1　この改正は，令和７年 10 月１日から実施する。

（経過措置）

2　改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱取扱要領の規定は，この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる工事に係る業務委託契約における指名競争入札について適用し，同日前に指名の通知が行われた工事に係る業務委託契約における指名競争入札については，なお従前の例による。